

| 調達管理番号・案件名  |  |
|---|--|
| 24a00565 ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト(政策金融・公共投資管理)(ファスト・トラック制度適用案件) |  |

質問と回答は以下のとおりです。

2024年9月3日

| 質問番号 | ページ | 項目   | 質問内容  | 回答  |
|------|-----|--|---|---|
| 1    | 7   | 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容:ウクライナ側が自走学習できるような教材のアイデア(内容、媒体等)  | 媒体とはE-leaningや映像教材を想定されていますか?その場合、システム費用や映像教材の作成費用の計上も想定していますか?   | 媒体については、パワポ等のデータ資料等を想定していますが、E-leaningや映像教材等、それ以外にも効果的・効率的な媒体の種別がありましたらご提案願います。なお、教材のアイディアの作成費が上限額の範囲内に収まる場合には、その提案の内容をプロポーザルに記載願います。上限額に収まらない場合には、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。なお、プロジェクト終了後にもコストが発生するもの(システム保守など)を作成することは想定しておりません。 |
| 2    | 9   | 第3条 実施方針及び留意事項 (1)本業務の範囲について   | 本事業は、R/D Annex1 (4)に記載されるプロジェクトアウトカムのうち2)及び3)を担当する。」と記載がありますが、Annex2の2.(3)Policy recommendationについては、2文目の記載が当プロジェクトに関する記載という理解で良いでしょうか?   | Annex2の2.(3)Policy recommendationについては、ご理解のとおり2文目の記載(Recommendations are also made~)が本プロジェクトに関する記載に該当します。なおAnnex2の2.(2)Capacity buildingについても本プロジェクトに該当します。   |
| 3    | 9   | 第3条 実施方針及び留意事項 (1) 本業務の範囲について  | 「R/D Annex2の2.(3)Policy recommendation」の2文目後半には「,which are also essential for enhancing the private sector engagement to the reconstruction process of the country」の記載がある一方、特記仕様書の第4条には民間セクターの関与についての言及がありませんが、民間資金動員及び民間企業の参画の促進は、本邦研修などでも目的とすることが想定されていますか。 | 本プロジェクトでは、民間資金動員及び民間企業の参画を促進するための方策の候補の一つとして政策金融を取り上げており、この分野について本邦招へいなどで目的とすることが想定されています。  |
| 4    | 9   | 第3条 実施方針及び留意事項 (1)本業務の範囲について   | ③提言において「(①②の結果をウクライナ国内に配布するための教材の作成含む)」と記載ありますが、配布教材の使用者は、本邦研修への参加を想定する組織の構成員を想定されていますでしょうか。  | 教材は、本邦招へいへの参加を想定する組織の構成員を含む、政策金融及び公共投資管理に関連するウクライナ政府・政府傘下機関・地方公共団体等へ広く配布することを想定しています。   |
| 5    | 10  | (4)他事業／他機関との連携<br>また発注者は、MCTIDをメインC/Pとしたインフラ・自治体協力に関する開発計画調査型技術協力を2026年8月まで実施中であることから、当該事業にて指定する自治体を優先的に招へい対象とすることを検討する。 | 「当該事業にて指定する自治体」は具体的に既に決まっていますでしょうか? 決まっているようであればご教示下さい。   | 現時点において、キーウ州、キーウ市、ハルキウ市、ドニプロ市、ミコライウ市、ヘルソン市、オデーサ市が設定されています。(今後の情勢等により変動する可能性があります)   |

|    |    |   |  |  |
|----|----|---|--|--|
| 6  | 12 | 第4条業務の内容、(3)情報収集・分析の実施、1)ウクライナ政策金融・公共投資管理の実態に係る情報収集・分析  | 「⑧ウクライナ政府のPIMプロジェクトに向けた進捗の把握」とあります。そのあと括弧の中を読む限りだと、「PIMプロジェクトに向けた」ではなく、「PIM改革」と理解できます。この理解でよろしいでしょうか。誤っている場合には、こちらの情報収集項目について、情報収集の目的をご教示いただけます。                         | 「PIM改革に向けたプロジェクトの進捗の把握」とします。   |
| 7  | 12 | 第4条 業務の内容 (3)情報収集・分析の実施   | ウクライナ政府、政府傘下機関、地方公共団体等へのリモートでのヒアリングに関し、ヒアリングすべき具体的な機関や連絡先については、基本的には、貴機構よりご紹介をいただける想定か、あるいは、受注者独自で保有しているリレーション当を活用することが想定されているか、いずれでしょうか。                                | ヒアリングすべき具体的な機関や連絡先については、基本的には、弊機構及び、メインCPである経済省と相談しながら適宜紹介を受けて行うことになります。なお、受注者独自で保有しているリレーション等がある場合についても、本調査での活用が期待されますので、プロポーザルで提案願います。   |
| 8  | 13 | 第4条 業務の内容 (4)本邦研修・招へい   | 実施回数が「2回程度」となっていますが、2回程度実施する際の参加者は「対象者」の機関から同一人物の招へいを想定していますでしょうか。1回目と2回目で異なる対象者を想定していますでしょうか。<br>また、同時に「対象者」にある2つの区分を同時に招聘することを想定していますでしょうか。                            | 基本的には1回目と2回目で異なる対象者(対象機関)を想定していますが、例えば1回目を基礎編、2回目を応用編のようにレベルやカテゴリに分け、同一機関の招聘を行うことも考えられます。また、政策金融・公共投資管理の2区分を同時に招聘することも可能です。<br>より効果的と考えられ得る本邦招へいの方法について、プロポーザルで提案願います。                             |
| 9  | 15 | 第4条業務の内容、(5)提言  | P9(1)本業務の範囲についてでは、表の③提言部分の対象期間として、「ウクライナ経済省」となっています。一方、(5)提言の①では、「～ウクライナ政府への提言としてまとめる。」とあります。今回の業務としては、経済省に対する提言となりますでしょうか。それとも、経済省を含む、財務省やインフラ省への提言も含めるということになりますでしょうか。 | 本プロジェクトのメインCPがウクライナ経済省であることから、提言を提出する対象機関は経済省となっています。他方で、本プロジェクトが取り扱うテーマは政策金融・公共投資管理という幅広い所管官庁にまたがる分野であることから、提言先は、経済省を含むウクライナ政府全体を想定しています。なお、提言内容は経済省と調整していく関係上、提言内容が最終的に経済省がカバーする範囲のみとなる可能性もあります。 |
| 10 | 20 | 2. 業務実施上の条件<br>(2)業務量目途と業務従事者構成案<br>1)業務量の目途<br>本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月3.00人月を含む(本経費は定額計上に含まれる)。 | 業務量の目途の約9.00人月のうち、見積書で計上する報酬は、本邦研修の3.00人月を引いた約6.00人月分という理解でよろしいでしょうか？  | ご理解の通りです。  |

|    |    |                              |  |           |
|----|----|------------------------------|--|-----------|
| 11 | 28 | 4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について  | P15(5)提言の③に記載の自走学習できるような研修教材の作成にかかる費用は、定額計上の「本邦招へい実施に係る経費」に含まれますか。 | 含まれません。   |
| 12 | 28 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について | 本邦招へいに係る経費うち3.0人月分の報酬について、見積書内の報酬内訳シートには記載不要との認識で相違ないでしょうか。        | ご理解の通りです。 |

以上